

グリーンエネルギー・プラットフォーム「太陽の市場」会則

第1条（名称）

本会を『グリーンエネルギー・プラットフォーム「太陽の市場」（略称：GEP）』と称する。

第2条（事務所）

本会の事務所は、札幌市手稲区富丘6条7丁目6-28に置く。

第3条（理念及び目的）

（理念）

未来を決定するのは、現在を生きる人間です。便利な暮らしと引き換えに、自然治癒力を超えて悪化させた地球の体力を回復させて未来に引き継ぐのは、利便性を最大限享受した私たちの責務です。それは、一握りの誰かの仕事ではなく、全ての人々が分かち合う共同の責任です。

2.（目的）

本会は、自然エネルギーや再生可能エネルギー、及び地球温暖化防止対策の最大活用を通じて、自然との共生・共創を目指す活動を創造する道内の自治体や企業・団体及び個人を発掘する。そして、北海道に生きる人々の豊かな暮らしを守るとともに、各地に賦存する「自然エネルギー資源」と、そこから派生する地域の観光素材、特産品などの「地域資源」を有機的に結び付けて発信することにより、地域のPR、地域活力の向上、良き活動の促進を応援する。結果、枯渇性エネルギーである化石燃料から再生可能エネルギーへの転換を図り、環境負荷増大にブレーキを掛け、持続可能な社会の実現に資することを目的とする。

第4条（活動と事業）

本会は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- （1）再生可能エネルギー、省エネルギー及び地球温暖化防止対策の普及・促進に資する情報の収集活動と事業
- （2）再生可能エネルギー、省エネルギー及び地球温暖化防止対策の推進に関する活動と事業
- （3）再生可能エネルギー、省エネルギー及び地球温暖化防止対策に関する情報提供、普及・啓発及び教育に資する活動と事業
- （4）再生可能エネルギー、省エネルギー及び地球温暖化防止対策を核として地域に根差した活動の紹介・支援・提案をする活動と事業
- （5）その他、本会の目的達成に適う事業

第5条（構成員）

本会の構成員は、正会員（団体/個人）、賛助会員（団体/個人）とする。

第6条（入会）

本会への入会資格は、次の各号の要件を満たすこととする。

- （1）個人または法人で、入会申込書が本会事務局に提出され、受理されていること
- （2）入会申込書に記載された会費の入金が確認されていること
- （3）入会金及び年会費は、別途定款に定める
- （4）暴力団等の反社会的勢力に所属若しくは、いささかも関与していないこと

第7条（退会）

本会の会員は、いつでも退会することができる。

2. 本会は、会員が次の各号に該当する場合、当該会員の退会措置をとることができる。

- （1）第6条各号に記載の入会資格を喪失した場合
- （2）会員が、本会の目的に著しく相応しくない言動をとった場合

第8条（個人情報取扱い）

本事業に関して会員から得られた個人情報等は、本事業遂行のためのみに使用する。ただし、寄付を行った会員が当該会員名の公表を希望する場合は、当会のホームページに掲載し公表する。

第9条（機関の設置）

本会には、議決及び執行の機関として、総会と役員会を設置する。

2. 総会は正会員で構成し、正会員数の過半数以上の出席をもって成立し、多数決で決する。
3. 総会は理事長が招集するものとし、年一回以上開催で、次の各号について議決する。
 - (1) 年度事業計画及び予算
 - (2) 年度事業報告及び決算の承認
 - (3) 役員を選任
 - (4) 本会の解散、合併に関する事項
 - (5) 会員の退会及び除名措置に関する事項
 - (6) その他、本会の運営に関する重要と思われる事項
4. 本会は次の役員を選任する。
 - (1) 理事長：本会を統括し代表する
 - (2) 副理事長：理事長を補佐し、理事長不在時の代理として執行にあたる
 - (3) 理事：各機関の決定に基づく事業執行や管理業務について統括する
 - (4) 監事：役員職務執行を監査する
5. 前4項の理事長、副理事長、理事の構成による役員会を設置する。
6. 役員会は理事長が招集し、総会に付託すべき事項、総会の議決の執行に関する事項及び本会の日常の運営に関する事項を議決し執行する。なお、議長は理事長がつとめる。
7. 役員会は、役員過半数の出席をもって成立し、多数決で議事を決する。
8. 役員は総会で選任され任期は2年とし再任を妨げない。
9. 監事は役員会、総会に出席して発言することができる。役員及び役員会が機能を果たさない場合は、総会を招集することができる。

第10条（事業年度）

本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

第11条（財産の管理）

本会の会計処理及び管理方法は役員会が定める。

第12条（会則の変更）

本会の会則の変更は、総会において出席正会員の2/3以上の賛成を以て決する。

第13条（会員への報告）

本会（代表 新保 留美子）は、事業の進捗状況および結果をインターネット上のホームページで公表することにより各会員へ、随時報告を行うものとする。

第14条（細則）

本会則に定めのない事項及び、本会則の実施に必要な細則は、役員会にて定める。

第15条（附則）

本会則は、平成26（2014）年10月1日から施行する。